

保護者の皆様へ

学校給食費についてのお知らせです

1 学校給食提供申込書を提出してください。

「学校給食提供申込書」は、熊本市と保護者の皆様との契約関係を明らかにするためのものです。

この契約の具体的な内容は、
熊本市は、お子さまに対して「**学校給食を提供すること。**」を、
保護者の皆様は、熊本市に対して
「**学校給食を申し込み、食材実費相当額の学校給食費を支払うこと。**」
を、それぞれが約束するものです。

これに伴い、学校給食の提供を受けるためには、「学校給食提供申込書」を提出していただくことになります。

- 学校給食提供申込書は、給食費の口座振替のお申込みを兼ねております。
- 口座の確認・設定までに約2ヶ月を要しますので、早めの提出をお願いします。（口座の設定までは納付書をお送りしますので、お近くのコンビニ・金融機関でお納めください）
- 契約内容は、学校給食提供申込書の裏面に詳しく記載しておりますので、そちらもお読みの上、ご記入・ご提出してください。
- この学校給食提供申込書は、お子さまが熊本市立学校に在籍している期間（最長9年間）有効となります。
- 児童（又は生徒）一人につき、一枚記入し、通学（予定）先の学校へ提出してください。
- お子さまが食物アレルギー等の身体的理由により、学校給食の提供が不要な場合は、学校給食提供申込書の提出は不要です。お子さまの通学（予定）先の学校へお知らせください。

2 学校給食費について

学校給食法第11条第2項で、保護者が負担することとなっている学校給食費は、学校給食の運営に要する経費のうち、学校設置者（＝熊本市）が負担するものとして法令で定められた経費を除いた金額となっています。

そこで熊本市は、学校給食の一食当たりの単価を次項に示す食材実費相当額と決め、保護者の皆様へはこの金額で負担をお願いすることにしていま



●学校給食費の単価（食材実費相当額）

学校区分	1食当たりの学校給食費の単価
小学校、特別支援学校小学部	243円
中学校、特別支援学校中学部	295円
特別支援学校高等部	295円

上記金額は、2024年度の単価です。単価は改定する場合がありますが、その際は改めて、皆様へご連絡いたします。

3 口座振替日（納期限）及び納付額は、次表のとおりです。

●口座振替予定日と年間納付予定額

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
納期限	5月末日	6月末日	7月末日	9月末日	10月末日
納付額 (小学校)	4,800円	4,800円	4,800円	4,800円	4,800円
納付額 (中学校)	5,600円	5,600円	5,600円	5,600円	5,600円
	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
納期限	11月末日	12月末日	1月末日	2月末日	3月末日
納付額 (小学校)	4,800円	4,800円	4,800円	4,800円	※1
納付額 (中学校)	5,600円	5,600円	5,600円	5,600円	※1

皆様へは、年度当初に改めて納付額をお知らせする予定です。

残高不足にならないようにお願いします。

● 口座振替手数料は、熊本市が負担します。

- ・期別ごとの納付額は、変更となる場合があります。
- ・口座振替は、1ヶ年度に10回を予定しています。
- ・口座振替日が、土日・祝日等の場合は、振替日は変更となります。振替日及び納期限については、年度当初にお知らせします。
- ・口座振替日に残高不足等により口座振替が不能となった場合は、翌月に納付書（督促状）をお送りします。
- ・支払期限を過ぎた場合は、民法の規定に従い、遅延損害金が発生しますので、ご注意ください。
- ・学校給食費を滞納し、督促状の送達を受けてもなお、納付されないときは、裁判所において、支払督促等の法的手続きを開始します。この場合において、熊本市の請求が認められたときは、財産の差押等を行う場合があります。

※1 第10期の納付額は、1年間で納付していただけない金額から、第1期から第9期までに納付すべき金額の合計額を引いた額となります。そのため、学校・学年により異なりますので、毎年度3月上旬に皆様へお知らせする予定です。

4 口座振替は下記の金融機関を利用することができます。

原則、口座振替による納付となります。

口座振替は、次の金融機関の各本、支店の口座を利用することができます。

【熊本市指定金融機関】・・・肥後銀行本、支店

【熊本市収納代理金融機関】・・・次の金融機関の本店及び全国の支店

熊本市収納代理金融機関一覧

みずほ銀行、三井住友銀行、福岡銀行、十八親和銀行、
鹿児島銀行、大分銀行、宮崎銀行、熊本銀行、北九州銀行、
西日本シティ銀行、南日本銀行、長崎銀行、豊和銀行、
熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、
熊本県信用組合、横浜幸銀信用組合、熊本市農業局同組合、
熊本宇城農業協同組合、鹿本農業協同組合、九州労働金庫、
ゆうちょ銀行及び郵便局（沖縄県を除く九州内）



口座振替依頼書（熊本市歳入金口座振替依頼書 兼 自動払込利用申込書）は、学校給食提供申込書と一式になっており、4枚複写です。すべて複写方式ですので、黒のボールペンで強めに記入してください。また、口座名義人・口座番号等の記載は、お間違いのないようにお願いします。訂正印又は捨印による修正はできませんので、ご注意ください。

口座振替依頼書の届出印欄は、金融機関に届け出ている印鑑で押印してください。

必要事項をご記入の上、お子さまが通学（予定）先の学校へ提出してください。

- ・住所変更、債務者変更、口座変更については、再提出をお願いします。
- ・口座振替によるお支払いが原則ですが、納付書による金融機関でのお支払いも可能です。
- ・実績食数で請求させていただく場合は、口座振替を希望されていても納付書払いに変更になります。

5 熊本市から転出する場合や私立の学校へ転学する場合

熊本市から転出する場合、又は私立学校に転学する場合、特別支援学校高等部を退学する場合は、熊本市と保護者の方で締結した学校給食の提供に係る契約関係は終了することになります。

このような場合は、お手数ですが、通学（通学していた）先の学校へ「学校給食終了願」を提出し、その旨をお知らせください。

学校給食終了願の提出があった日の翌日から起算して3日（ただし、休日等を除きます。）を経過する日以後の給食費の請求を止めます。

そのため、この学校給食終了願の提出が遅れますと、その分学校給食費の請求が続くこととなりますので、ご注意ください。

食材発注の都合上、学校給食費の請求をすぐに止めることはできません。あらかじめ、ご了承ください。

6 食物アレルギー等により学校給食の一部を食べられない場合

お子さまが、食物アレルギー等の身体的理由により、学校給食の一部を食べられない場合は、食べられないものに応じて、提供しない食材費等を考慮した上で学校給食費を減額します。

このような理由により学校給食の一部を食べられない場合は、通学（予定）先の学校へ連絡後、学校給食一部停止願を提出してください。

※ただし、この処置は、身体的理由等によるものを対象とし、嗜好による一部停止は認めていません。

7 入院等により学校給食を食べられない場合

事故・傷病等により、学校給食を受けないことが見込まれる場合は、通学先の学校へ連絡後、「学校給食停止願」を提出してください。提出日の翌日から起算して3日目（ただし、休日等を除きます。）以後の学校給食費の請求を止めます。

食材発注の都合上、学校給食費の請求をすぐに止めることはできません。あらかじめ、ご了承ください。

8 学校給食費のお支払いが困難な場合

市立小・中学校の児童生徒の場合で一定の基準を満たす場合は、就学援助制度の適用があります。

この制度は、学校給食費のほか、学用品費・修学旅行費等が支給されます。

詳しいことは、お子さまの通学（予定）先の学校又は教育委員会事務局学務支援課へお尋ねください。

就学援助については、
教育委員会事務局
学務支援課へ
☎096-328-2716

9 その他

学校給食費の支払いについては、民法第761条が適用されますので、両親（夫婦）は連帯して学校給食費の支払いについて責任を負わなければなりません。

これらのほか、給食費については、民法をはじめ、熊本市学校給食費条例施行規則等の定めるところによります。そのため、これらが改正されたときは、原則として改正後の規定が適用されます。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

学校給食費に関することは
お子さまが通う学校 又は
教育委員会事務局 健康教育課へ

☎ 096-328-2728

☎ 096-323-8355

✉ kenkouyouiku@city.kumamoto.lg.jp